

日本建築学会東海支部静岡支所規程

第1条（名称） この支所は、日本建築学会東海支部静岡支所という。

第2条（事務局） この支所は、事務局を静岡県内に置く。

第3条（支所構成） この支所は、静岡県内に居住又は勤務する日本建築学会の会員をもって構成する。

第4条（目的・事業） この支所は、会員相互の協力により、定款に規定する目的並びに事業に準拠した活動、及び東海支部（以下「支部」という。）活動の円滑を図るための事業を行う。

第5条（役員） この支所に次の役員を置く。

- (1) 支所長 1名
- (2) 運営委員 10名以内

第6条（役員の選出） 支所長候補者は、支所所属の正会員のうちから支所の運営委員会（以下「運営委員会」という。）が選出し、支部役員会に推薦する。

- 2 運営委員は、支所所属の正会員のうちから運営委員会の推薦を得て、每期支所長が選任する。
- 3 支所長は、運営委員を学術、行政、実務の分野から釣合い良く選任するよう努めなければならない。
- 4 運営委員に欠員が生じ、補充者を選任（以下「補選」という。）する場合は、第2項を準用する。

第7条（役員の職務） 支所長は支所を代表し、会務を掌理し、運営委員会の議長となる。支所長に事故あるとき、又は欠けたときは、支所長があらかじめ定めた運営委員の1名がその職務を代行する。

- 2 運営委員は、支所長を補佐し、会務を議決し、処理する。
- 3 支所長は、運営委員に総務、会計など特定の業務を割り当てることができる。

第8条（役員の任期） 役員の任期は2か年とし、6月に始まり翌々年5月に終わる。ただし、重任を妨げない。

- 2 支所長の職務を代行する者（以下「職務代行者」という。）の任期は、支所長の残任期間とする。
- 3 補選による運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。

第9条（運営委員会） 運営委員会は、支所長及び運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて支所長がこれを招集して開き、次の各号に定める事項のほか、支所に関する一切の事項を議決する。
 - (1) 支所長候補者の推薦及び運営委員の推薦
 - (2) 事業計画及び収支予算の報告

(3) 事業報告及び収支決算報告

(4) 支所規程の変更

3 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。

4 運営委員会は、通信によって行うことができる。その議決に関しては前項を適用する。

第10条（異議申立て）運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する議決をしたときは、その内容を支所所属の正会員に速やかに告知し、異議申立てを受け付けなければならない。

(1) 支所長候補者の選出

(2) 職務代行者の就任

(3) 運営委員の推薦（補選を含む）

(4) 事業計画及び収支予算の報告

(5) 支所規程の変更

2 異議申立ては、告知の時から相当の期間を定めて、事務局あて記名の信書により行う。

3 異議申立ての数が支所所属の正会員数の 20 分の 1 に達したとき、運営委員会はいったんその議決を取り消して再審議し、必要に応じて原提案に訂正、修正を加えて再議決し、その結果を会員に告知しなければならない。

4 前項の再議決に対しては異議申立てを受け付けない。

第11条（経費）この支所の経費は、次の収入で支弁する。

(1) 支部からの交付金

(2) 寄付金

(3) その他の収入

2 寄付を受けるときは、運営委員会の承認を必要とする。

第12条（会計年度）この支所の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条（予算及び決算）この支所の収支予算及び収支決算は、運営委員会の議決を経て、支部への報告を必要とする。

第14条（補則）この規程に定めのない事項については、定款及び支部規程に準拠する。

第15条（規程の変更）この規程を変更しようとするときは、運営委員会の議決を経て、支部役員会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は昭和 29 年 10 月 28 日から施行する。

2 この規程にかかわらず最初に選出された代議員のうち半数は任期を 1 年としその人選は支所長が行うものとする。

3 第 4 条代議員定数の改定 1988 年 9 月 17 日

4 1995 年 11 月 10 日改定

(1) 代議員を運営委員に、代議員会を運営委員会に、事務局を事務局長名称改定(第 4 条・第10条)

(2) 常任幹事 10 名を廃止し、支所長の職務代行者の規程改定（第 4 条・第 6 条）

(3) 役員職務を追加（第 6 条）

- (4) 総会と運営委員会の任務（議決事項）を追加（第8条・第10条）
- (5) 役員の任期の期間を追加（第11条）
- (6) 各条項に名称を追加
- 5 1999年6月18日改定
 - 県の組織改定により、事務局を「営繕課」から「営繕企画室」に変更、監査役を追加
- 6 2000年7月13日改定
 - 総会の議決を正会員の10分の1から30分の1へ改定（第9条）
- 7 2011年2月1日改定
 - 事務局を「静岡県営繕企画室内」から「静岡市追手町特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター内」に変更（第2条）
- 8 2020年8月27日変更
 - この規程は、2021年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第4条、第8条第2項、同第4項の変更規程は2020年8月27日から施行し、第5条、第7条第3項、第9条第1項の変更規程は2021年6月1日から施行する。
 - (1) 総会規程の廃止
 - (2) (1)に伴う関係規程を変更
 - ア 運営委員の定数を30名から10名以内に変更し、事務局長を廃止（第5条）
 - イ 役員の選出規程を変更（第6条）
 - (ア) 支所長の選出を総会から運営委員会に変更し、支部役員会への推薦規程を追加
 - (イ) 運営委員の選任を総会の承認から支所長の選任に変更し、運営委員の選任基準及び補充者の選任規程を追加
 - ウ 事務局長の職務を運営委員の職務割当て規程に変更（第7条）
 - エ 役員の任期の期間を変更し、役員の任期満了後の規程を追加（第8条）
 - オ 運営委員会の規程を変更（第9条）
 - (ア) 運営委員会の成立規程を廃止
 - (イ) 議決事項の規程変更
 - (ウ) 議決を運営委員総数の過半数に変更
 - (エ) 通信による運営委員会の規程を追加
 - カ 「支所規程の変更」を総会から支部役員会の承認事項に変更（第15条）
 - (3) 異議申立ての規程を追加（第10条）
 - (4) 収支予算及び収支決算の支部役員会への報告規程を追加、及び監査役の廃止（第13条、第5条）
 - (5) その他所要の変更
 - ア 「名称」、「支所構成」、「目的・事業」の規程変更（第1条、第3条、第4条）
 - イ 事務局の設置箇所名を変更（第2条）
 - ウ 寄付規程を追加（第11条）